

様式 1 客観的評価指標による事業採択の前提条件、事業の効果や必要性の確認の状況

事業名	一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道 『金沢～戸塚』
事業主体	関東地方整備局、日本道路公団

●事業採択の前提条件を確認するための指標

		指 標	指標チェックの根拠
前提条件	事業の効率性	■ 便益が費用を上回っている	費用便益比（B／C）＝2. 2（経済的純現在価値（B－C）＝4, 639億円、経済的内部収益率（E I R R）＝8. 8%）

●事業の効果や必要性を評価するための指標

政策目標		指 標 （対象となる指標のみ記載。効果が確認されるものは口を■に変更）	指標チェックの根拠
1. 活力	円滑なモビリティの確保	● 並行区間等の年間渋滞損失時間（人・時間）及び削減率	区間a（費用便益分析対象区間）について 渋滞損失時間（現況）：8, 7 8 1万人・時間/年 → 概ね解消 区間b（当該区間／平行区間）について：（原宿六ツ浦線） 並行区間等（当該区間）の渋滞損失時間：1 3 0. 5万人・時間/年（原宿六ツ浦線）→ 概ね解消
		■ 並行区間等における混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善が期待される	対象区間（原宿六ツ浦線）、改善見込み（旅行速度1 5. 2 km/h⇒2 4. 5 km/h）
		■ 並行区間等に、当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線が存在する又は新たなバス路線が期待できる	神奈川中央バス
		□ 新幹線駅へのアクセス向上が見込まれる	
		■ 第一種空港、第二種空港、第三種空港もしくは共用飛行場へのアクセス向上が見込まれる	羽田空港、藤沢市、改善見込み（藤沢市～羽田空港、5 7分⇒4 0分 ）
	物流効率化の支援	■ 特定重要港湾もしくは国際コンテナ航路の発着港湾へのアクセス向上が見込まれる	横浜港、改善見込み（厚木I C～横浜港、4 7分⇒3 3分 ） （八王子J C T～横浜港、1 0 1分⇒5 4分 ） （鶴ヶ島J C T～横浜港、1 3 8分⇒8 3分 ）
		□ 農林水産業を主体とする地域から大都市圏への農林水産品の流通の利便性向上が見込まれる	
	都市の再生	■ 都市再生プロジェクトを支援する事業である	戸塚駅周辺地域（第2次都市再生緊急整備地域の地域整備方針より）
		■ 三大都市圏の環状道路を形成する	圏央道の一区間である
		□ 市街地再開発、区画整理等の沿道まちづくりとの連携あり	

1. 活力	国土・地域ネットワークの構築	■ 当該路線が新たに拠点都市間を高規格幹線道路で連絡するルートを構成する	業務核都市である厚木市と横須賀市を通過する
		■ 当該路線が隣接した日常活動圏中心都市間を最短時間で連絡する路線を構成する	横浜市～藤沢市
		■ 日常活動圏中心都市へのアクセス向上が見込まれる	戸塚、大船～栄、港南台～金沢
	個性ある地域の形成	■ 拠点開発プロジェクト、地域連携プロジェクト、大規模イベントの支援に関する効果	戸塚駅周辺地域
		□ 主要な観光地へのアクセス向上による効果	
		□ 新規整備の公共公益施設と直結されたことによる効果	
2. 暮らし	安全で安心できる暮らしの確保	■ 三次医療施設へのアクセスの向上	国立横浜医療センター病院、栄区役所（21分→11分）
		□ 平行区間における交通量の減少による安全性向上の状況	
3. 安全	災害への備え	対象区間が、都道府県地域防災計画、緊急輸送道路ネットワーク計画又は地震対策緊急整備事業計画に位置づけがある、又は地震防災緊急事業五ヶ年計画に位置づけのある路線（以下「緊急輸送道路」という）として位置づけあり	神奈川県防災計画（第一次緊急輸送道路）
		□ 緊急輸送道路が通行止になった場合に大幅な迂回を強いられる区間の代替路線を形成	
		■ 並行する高速ネットワークの代替路線として機能	東名道路の代替路線と考えられる
		□ 並行区間等の事前通行規制区間、特殊通行規制区間又は冬期交通障害区間の代替路線を形成	
4. 環境	地球環境の保全	● 対象道路の整備により削減される自動車からのCO2排出量	CO2排出削減量：77,659t/年（費用便益分析計測範囲）
	生活環境の改善・保全	● 並行区間等における自動車からのNO2排出削減率	（現況） 自動車NOx・PM法対策地域指定である 横浜市全自排局8局中1局環境基準達成 （推計結果） 評価対象区間：原宿六ツ浦線 排出削減量：15,34t/年、排出削減率：約2割削減
		● 平行区間等における自動車からのSPM排出削減率	（現況） 自動車NOx・PM法対策地域指定である 横浜市全自排局30局中11局環境基準達成 （推計結果） 評価対象区間：原宿六ツ浦線 排出削減量：1,43t/年、排出削減率：約2割削減
		□ 並行区間等で騒音レベルが夜間要請限度を超過していた区間の騒音レベルの改善の状況	
		□ その他、環境や景観上の効果	
5. その他	他のプロジェクトとの関係	□ 他機関との連携プログラムに関する効果	
		□ その他、対象地域や事業に固有の事情等、以上の項目に属さない効果	